

「坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」をここに
公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町条例第14号

坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和56年条例第28号）の一部を次
のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。